

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(水害：地域防災計画・防災ガイドブック)

富士見市は水田や畑から市街地化しているため、豪雨時の雨水の浸透や遊水機能が減少し、水害の危険性が高まっている。市内の水害の主な発生形態は内水災害であり、かつては大規模な浸水被害が発生していた。しかし近年は河川改修及び排水ポンプ等の整備が進んでおり、床上・床下浸水等の被害は少なくなっているが、異常気象による集中豪雨が増えており、平成28年8月22日台風9号、平成29年10月22日台風21号などにより、一部の地域で床上・床下浸水のほか、一時的に道路冠水などの被害が発生している。各地域のリスクは富士見市防災ガイドブックに記載されている。

<荒川・入間川 市全域>

想定される最大規模の降雨は荒川流域で632mm、入間流域で740mm(72時間)となっている。堤防が決壊した場合、市北部や水谷地区において5mを超える浸水が予想される。

<新河岸川・柳瀬川 市全域>

流域に大雨が降り、新河岸川、柳瀬川が氾濫した場合、及び内水氾濫した場合、流域周辺を中心に2m以上の浸水が予想される。

(震災：地域防災計画)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大規模となるマグニチュード(M9.0)を記録し、本市においても震度5弱を記録した。この地震によって、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生や電力不足等の影響があった。

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」によれば、「東京湾北部地震」は今後30年以内の発生確率が70%であり、本市においても「東京湾北部地震」を想定するものとする。東京湾北部地震の規模はマグニチュード7.3であり、最大震度7の地域が発生すると共に、震度6強の地域が広範囲に及ぶ可能性がある。発生した場合、最大避難者数1,915人、帰宅困難者3,981人と予測されている。

【富士見市の想定震度】

東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		5地震の 最大震度
			破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南	
6強	5強	6弱	6強	6強	6強	6強	6弱	6強

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

建物被害については、今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震での全壊棟数は、揺れによるものが34棟、液状化53棟、火災103棟 合計190棟となっている。

(感染症：新型インフルエンザ等対策行動計画)

富士見市は、新型インフルエンザや新感染症など、まん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるものに対して、実施体制、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活及び地域経済の安定の確保の6項目に分けて、富士見市新型インフルエンザ等対策行動計画を平成26年9月に作成した。2020年から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症につ

いても、この行動計画に沿って、富士見市新型コロナウイルス対策本部会議を立ち上げ、緊急事態宣言やまん延防止重点対策区域の指定区域になった際の対応策や解除後についての緩和策などを決定し、実行している。現状での新型コロナウイルス感染症の影響は下記の通りである。

a. 人員に関する影響

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要となる要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

b. 代替施設、サプライヤーへの影響

自然災害の様に被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

c. 資金繰りに関する影響

新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」が中心となる。新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響は長期に亘るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

d. 風評被害

職場において陽性者又は疑いのある者が発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をする。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

（２）商工業者の状況

商工業者数 2,701
小規模事業者数 1,984
商工会員数 1,603（令和2年12月31日現在）

製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
132	365	7	580	220	179	120	1,603

（３）これまでの取り組み

① 当市の取り組み

- ・富士見市地域防災計画の改定。（必要の都度）
- ・富士見市防災ガイドブックの策定。（平成30年4月、令和3年5月改定）
- ・富士見市防災訓練の実施。（年1回基準）
- ・富士見防災リーダー養成講座開催。（毎年）

- ・自主防災組織への支援。(毎年)
- ・災害備蓄品の備蓄。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。(平成26年4月)

②当会の取り組み

- ・富士見市商工会危機管理マニュアル策定。(令和4年3月策定完了の予定)
- ・事業継続に関する国の施策の周知。
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常用軽食・飲料水を職員用3日程度)備蓄。
- ・避難訓練の実施。

II 課題

<富士見市商工会の危機管理マニュアルと事業継続計画 BCP について>

①策定予定の危機管理マニュアルは、事前対策と発災時の初動対応を中心に置くため、商工会機能を維持する事業継続の対応策はない。危機管理マニュアル策定後は速やかに事業継続計画 B C P の策定が必要となる。

②危機管理マニュアルには、災害発生時間に備える事前対策として以下の事柄を取り決める。

- ・発災の警戒レベルごとに職員の行動基準を定める。
- ・発災時に速やかに行うべき、避難の手順、けが人の救護活動の手順や役割を定める。
- ・けが人の応急救護場所を確保する手続きを定める。
- ・災害対策本部の立ち上げ基準(誰が本部長となるのか、事務局とその役割等)を定める。
- ・職員の安否確認手続きを定める。
- ・職員家族の安否確認手続きを定める。
- ・商工会館の被害状況を確認すると共に、二次災害防止手順を定める。
- ・商工会会員の被害状況確認手続きを定める。

<小規模事業者への支援について>

- ・災害が少ない地域のため、事業者の災害リスクの認識が低く、対策が不十分である。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

<新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)事前対策>

現状を踏まえると新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)対策の規定作りが急務である。

新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)事前対策

- 新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)対策担当者を置く。
- 国や自治体の情報を常に確認する。
- 埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県における感染者情報を把握する。
- 近隣地域の感染者発生、職員又はその家族の感染疑いが確認された時の対応手順を定める。

国内で感染者の発生が確認された場合の対応手順

- 感染が疑われる職員がでた場合に備えて出勤を控える規則を作る。
- 職員は出勤時にマスクを着用する義務付けを行う。
- 入社時の石鹸による手洗とアルコール消毒の徹底を励行する。
- 入社時の検温の実施と健康状態の聞き取りを実施する。
- 来訪者には事前のアポイント取りとマスク着用をお願いする。

Ⅲ目標

<小規模事業者に対して>

自然災害

- ・ 地区内小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる。
- ・ 事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
- ・ 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）

- ・ 新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）のリスクを認識させる。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。

<商工会>

- ・ 発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制を構築する。
- ・ 発災時の関係機関（富士見市・埼玉県商工会連合会など）との連携体制を構築する。
- ・ 事業継続力強化支援計画策定のための富士見市との協議を契機にして、災害時及び新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）発生時における富士見市との意思疎通体制を構築する。
- ・ 危機管理マニュアルを策定後、事業継続を主眼に置いたBCPを策定する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年7月1日～ 令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前対策 >

1) 危機発生に備えた連携

商工会の事務局機能の復旧には電話や電気などのライフラインの復旧が重要であり、富士見市が有する非常時通信手段の使用に関する連携を図る必要がある。

この為に、富士見市との間で「危機発生に備えた協力体制」構築を早急に進め、支援計画との整合性を図り、発災時に迅速に応急対策に取り組めるようにする。

2) 小規模事業者に対する災害リスク及び新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)
- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）のリスクを認識させる。
- ・新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED使用）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・事業継続に関する普及啓発セミナーや富士見市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

3) 富士見市商工会の危機管理マニュアルの作成

- ・当会では商工会危機管理マニュアルが未策定である。令和4年3月までに策定する。

4) 事業継続計画 BCP

危機管理マニュアル策定後、令和5年3月までに商工会機能を継続するためのBCPを作成する。

事業継続計画には、商工会の重要業務機能を維持するためとして以下の事柄を取り決める。

- 初動対応時に求められる避難訓練や職員安否確認訓練を定期的に行う規則を定める。
- 危機管理マニュアルに従い、災害対策の本部立ち上げ訓練を行う規則を定める。
- 富士見市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の確認などの訓練を行う規則を定める。
- 事業継続計画では優先業務を継続するために必要となる経営資源を特定しなければならない。
商工会として最も必要となる経営資源は「職員」である。
- 商工会と職員の住所との距離を事前に把握し、公共交通機関を利用しないで商工会に参集できる職員の名簿を作成する。
- その上で、重要業務の継続に必要な職員数と災害時に参集可能な職員数の差を把握する。

新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響は、自然災害とは異なる。商工会機能を維持する新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）対策の事業継続計画書を別途策定しなければならない。

新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）事業継続計画書の例

- 商工会の「優先する業務」を特定する。
- 職員出勤数の低下に備え商工会の全ての業務の中から「縮小又は休止する業務」を特定する。
- 出勤数低下に合わせ「縮小又は休止する業務」から「優先する業務」へ職員を移動する。
- 事業継続に必要となる経営資源を特定する。（職員、職員の給与など固定費）
- 事業所内にウイルスが侵入することを防ぐ手順を実施する。
- 来訪者管理手順（アポイント取り等）を発動し、業務への影響を最小限にとどめる。
- 職員の集団感染に備えてグループ分けを行い、出勤日を交互にする規定を実施する。
- 体調のすぐれない職員が無理して出勤しなくてもよい仕組み（休暇制度）を実施する。
- 多くの人が出席する会議を延期又は書面決議とする。
- 人が密集する交通手段を利用した出張は禁止とする。
- 職場のレイアウトを見直し、ソーシャルディスタンスを確保する。
- テレワークを実施する。

5) 関係団体との連携

- ・富士見市と災害時協力に関する協定を結んでいる事業者との協定事項や、災害発生時の連携手続きの確認を行う。
（協定事項とは：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供など）

6) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・富士見市との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

7) 訓練の実施

- ・地震や台風が発生を想定して富士見市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 自然災害の応急対策

- ① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - ・ 商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導。
 - ・ 商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。
- ② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
 - ・ 見回りの役割分担を決めておく。
- ③ 上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。

④職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めているLINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

⑤事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

2) 自然災害の応急対策の方針決定

①危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。ただし職員自身自らが命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。

②自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館までの通勤距離を事前に把握し、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。

③被害状況により可能な場合は小規模事業者の被害状況を確認し、富士見市と情報を共有する。

「職員行動基準」

危機のランク	危機の内容	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	震度6弱以上の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(避難、未会者の避難誘導) ・対策本部長の指示により帰宅する(家族の安否確認が出来ない職員を中心に) ・商工会外にいるときは本部長の指示により帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告する ・対策本部長の指示に従い、自宅待機する 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(未会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握) ・商工会に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認)を実施する ・商工会外にいるときは商工会に至急戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告する ・家族の安全を確認した後、商工会に参集する ・商工会に参集後、対策本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する
B	震度5強の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長の指示により、業務を継続する ・商工会外にいるときは対策本部長の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告 ・対策本部長の指示に従い自宅待機又は出勤する 	同上	同上
C	震度5弱の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・通常業務を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り商工会に出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・相談の受付を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り商工会に参集

3) 新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の応急対策

①新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）発生時には、職場にウイルスを持ち込ませない活動を優先する。

②体調のすぐれない職員は出社を控えさせる。

③新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）専用の特別有給休暇制度の運用。

④職員、会長の所在について、埼玉県商工会連合会が導入を進めているLINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

⑤事態が沈静化したら、順次会員の確認を行う。確認後、状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

4) 新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）発生時の応急対策の方針決定

①別途定める「職員再配置規定」※に従った対応を行う。

②職員再配置規定を発動する。（縮小休止する業務から、優先業務への移動・複数グループ制）

③富士見市と情報を共有する。

※「職員再配置規定」の例

- ・感染症で職員が罹患した場合の備え、優先業務の欠員を防ぐための「職員再配置規定」を作る。
- ・「休止又は停止する業務」から職員をどういう基準で優先業務へ移動させるかの規定を作る。
- ・欠員対策として、複数のグループ単位での統合規定を作る。
- ・OBやOGに対して協力要請を行う規定作り。
- ・近隣の商工会に職員派遣の応援要請をする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

商工会は巡回訪問を通し、会員など小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定める。(策定予定の危機管理マニュアルにて)

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する。
- ・対策本部を設置する。
- ・会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務（金融、労務、税務）を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する。
- ・会員や小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・国や埼玉県又は富士見市の被災事業者支援策について、会員などに周知する。
- ・富士見市や埼玉県商工会連合会との連絡を担い、連絡の窓口となる。
- ・会員からの要望を取りまとめる。
- ・会員からの問い合わせに対応する。
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、富士見市や埼玉県商工会連合会に報告する。
- ・当会と富士見市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・組織運営に係る業務（会議など）は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する。
- ・会員や小規模事業者の被害状況及び新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）感染状況を確認する。
- ・応急時に有効な国や埼玉県又は富士見市の被災事業者施策及び新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）施策について会員に周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

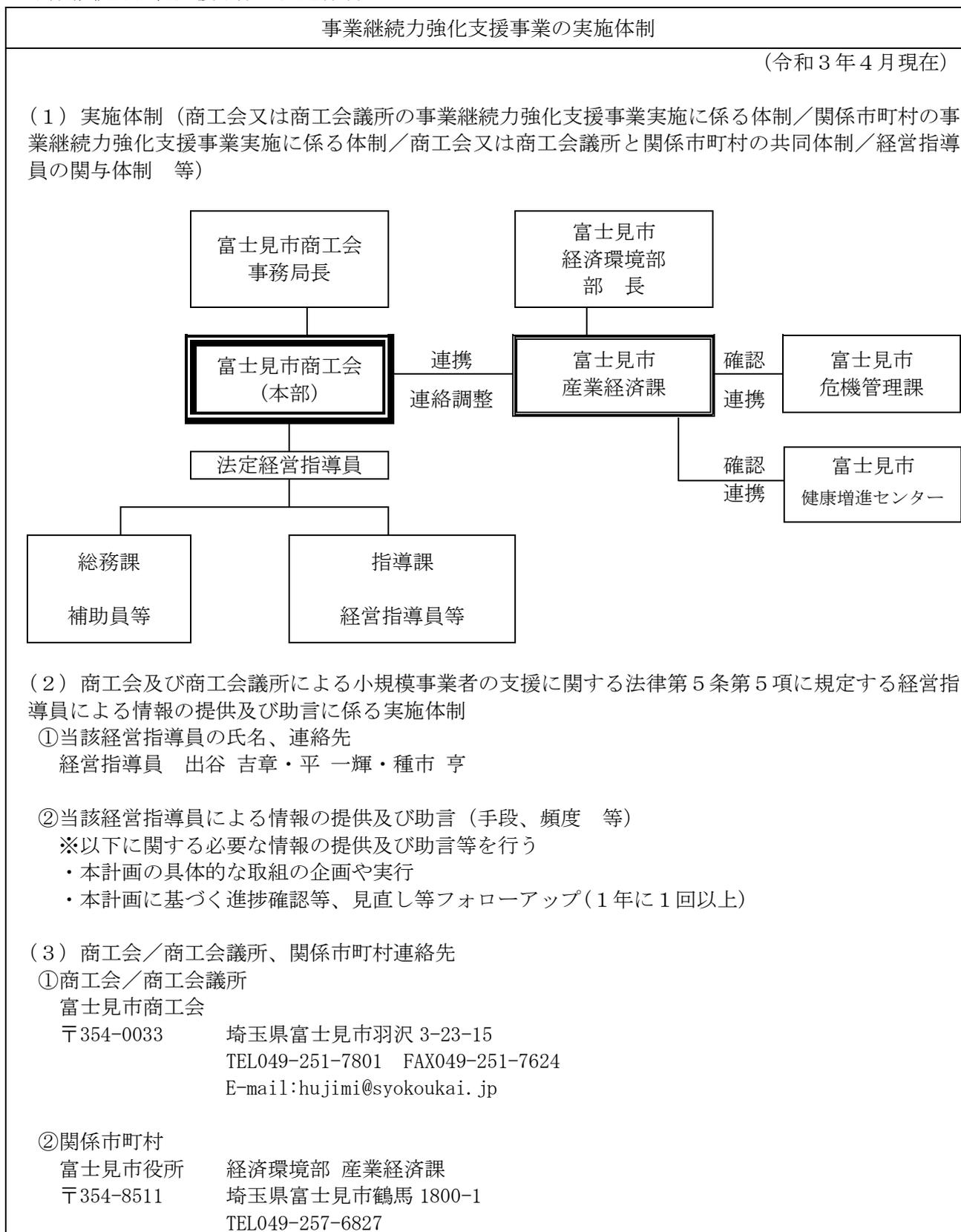
- ・埼玉県や富士見市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災又は新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）リスクに直面した会員など小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

その他

- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作成費	20	20	20	20	20
・ チラシ等郵送代	130	130	130	130	130

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、富士見市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等